

受診時特別料金の徴収について（お知らせ）

市立宇和島病院は令和 2 年 4 月 1 日より地域医療支援病院として認可を受けており、厚生労働省の定める初診時特別料金及び再診時特別料金を徴収する責務があります。金額や徴収対象者は下記のとおりです。

なお、診療科ごとでの徴収となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 初診時特別料金

①徴収対象：他の医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診患者

②金額

医科：7,700 円（税込）

歯科：5,500 円（税込）

2. 再診時特別料金

①徴収対象：当院から他の医療機関へ紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した再診患者

②金額

医科：3,300 円（税込）

歯科：2,090 円（税込）

3. 特別料金負担対象外の方

- ・緊急やむを得ないと当院が判断した患者
- ・国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・特定の障害、特定の疾病等に着目した地方単独の公費負担医療の受給対象者
- ・学校健診の結果受診勧奨があり、受診勧奨の結果表を持参し小児科を受診する場合（令和 5 年 10 月 1 日より）
- ・その他直接受診する必要性を当院が認めた患者